

**大阪・関西万博『大阪ウィーク～春・夏・秋～』「レギュラーイベント」
出展に係る企画調整・運営管理等業務委託 プロポーザル募集要項**

1 目的

この募集要項は、大阪・関西万博『大阪ウィーク～春・夏・秋～』「レギュラーイベント」出展に係る企画調整・運営管理等業務委託に関して、プロポーザル方式により、受託候補者の透明性・公平性を確保し、優れた業務提案を受けることを目的として、募集に必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

大阪・関西万博『大阪ウィーク～春・夏・秋～』「レギュラーイベント」出展に係る企画調整・運営管理等業務委託

(2) 事業内容

大阪・関西万博『大阪ウィーク～春・夏・秋～』「レギュラーイベント」出展に係る企画調整・運営管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業期間

契約日から令和7年6月17日まで

(4) 提案上限額

	項目	金額
①	令和6年度に実施する業務	¥2,640,000-（上限）
②	令和7年度に実施する業務	¥2,224,000-（上限）
③	総額（①＋②）	¥4,864,000-（上限）

※消費税及び地方消費税を含む

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 参加表明書の提出日において、法令違反を理由として大阪府知事から指名停止を受けている者又は摂津市長から業務等に関し、指名停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定に基づく、更生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定に基づく、再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

項 目	日 程
1 募集要項・仕様書等の配布	令和6年12月25日（水）から
2 質問書提出期限	令和7年1月8日（水）午後5時まで
3 質問に対する回答	令和7年1月10日（金）
4 参加表明書の提出期限	令和7年1月16日（木）午後5時まで
5 提案書等の提出期限	令和7年1月20日（月）午後5時まで
6 プレゼンテーション審査	令和7年1月21日（火）午後2時から
7 審査結果の通知	令和7年1月28日（火）頃発送予定

※事務取扱期間

土・日・祝日・年末年始（12月28日から1月5日）を除く午前9時から午後5時まで

6 参加手続等

(1) 募集要項・仕様書等の配布

① 配布期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月16日（木）午後5時まで

② 配布方法

本市のホームページに掲載する。

(2) 質問の受付及び回答

① 募集要項等に係る質問は「質問書（様式1）」によるものとし、産業振興課にメールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

② 提出期限

令和7年1月8日（水）午後5時まで

③ 回答方法

令和7年1月10日（金）に摂津市ホームページに掲載する。

④ その他

・様式によらない質問書や電話・FAXによる方法、受付期間を過ぎた質問書は受け付けないものとする。

・質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し産業振興課から電話等で確認を行うことがある。

(3) 参加表明書の提出

① 提出書類

ア	参加表明書（様式2）	
イ	履行実績書（様式3）	提出時に事業中のものも可。 ※類似事業例：大型イベント出展に係る業務委託事業 等 ※実績がない場合は様式3に0件と記載し提出すること。
ウ	会社の概要が分かる書類	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し、パンフレット等。
エ	直近1年間の納税証明書の写し ※以下の2点を提出 ① 法人市民税 ② 法人税と消費税及び地方消費税	発行日は受付日の6か月前まで ① 法人市民税 本店・本社取引の場合は本店等の所在地の市町村が発行する証明書、支店・支社・営業所等との取引の場合は、その支店等の所在地が発行する証明書。 なお、法人市民税については、直前の年度が証明されていること。 ② 法人税と消費税及び地方消費税 本店等の所在地の税務署が発行する証明（その3の3）。 また、（その3）で送付される場合は法人税と消費税及び地方消費税が記載されているもの。
オ	財務諸表類の写し	貸借対照表・損益計算書等。

③ 提出期限

令和7年1月16日（木）午後5時まで

④ 提出方法

持参、郵送、メールのいずれか（提出期限必着とする。）

※メールで提出する場合は、必ず電話により受信確認を行うこと。

⑤ 本市が参加資格を満たしていないと判断した場合、失格の旨を連絡する。

(4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次の書類（ア～エ）を提出するものとする。

① 提出書類

ア 提案書表紙（様式4）

イ 提案書（任意様式）

ウ 実施スケジュール及び実施体制（任意様式）

エ 見積書及び内訳書（様式は任意だが、年度ごとの精算となるため、令和6年度分と令和7年度に分けて作成すること。）

② 提案書類等作成要領

- ・提案書はA4サイズとし、ページ数や配色及び紙質は問わない。
- ・提案内容は別紙「評価基準」の各判断基準の趣旨に係る内容は必ず記載すること。

③ 提出期限

令和7年1月20日（月）午後5時まで

④ 提出方法

持参または郵送（提出期限必着とする。）

⑤ 提出部数

8部（正本1部・副本7部）各ファイル綴じ

(5) プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション審査を行う。

① 実施日・場所

実施日：令和7年1月21日（火）午後2時から

場所：摂津市役所又は南千里丘別館

② 所要時間（予定）

30分程度（プレゼンテーション：15分以内、質疑応答：15分程度）

③ その他

- ・プレゼンテーションの順番については、提案書等を受け付けた順とする。ただし、評価基準における価格評価点の上位5者のみプレゼンテーションの審査対象とする。
- ・プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター、スクリーン、接続端子は本市で用意する。
- ・詳細については、後日、別途参加者に通知する。
- ・プレゼンテーションは非公開で実施する。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する大阪・関西万博『大阪ウィーク～春・夏・秋～』「レギュラーイベント」出展に係る企画調整・運営管理等受託候補者 選定委員会が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

別紙「評価基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者は最低基準点（60点）を満たしている者とする。なお、参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定するが、最低基準点を満たさない場合、または参加者がいない場合は、募集要項・仕様書等を変更したうえで再度公募を行うものとする。また、同一点数が2者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い参加者を上位とし、見積書の金額が同額の場合、くじにより受託候補者を特定するものとし、詳細な時間、場所は別途通知する。

8 審査結果

審査結果は、受託候補者特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、摂津市ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ・受託候補者の名称
- ・受託候補者の点数

なお、審査結果の説明を求める場合、通知を受け取った日の翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。また、審査の経緯及び結果に対する異議の申立て並びに合計点及び順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

10 契約に関する事項

(1) 契約交渉

市と受託候補者は本業務委託について協議し、仕様書を確定させたうえで、契約を締結する。ただし、以下のいずれかに該当し、受託候補者と契約が締結できない場合には、次に得点が高い者から順に契約交渉を行う。

- ・受託候補者が審査後、本要項4に定める「参加資格」を満たすことができなくなっ

たとき。

- ・受託候補者と契約交渉が成立しないとき。
- ・受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- ・その他の理由により、受託候補と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。

(3) 契約にあたっては、契約保証金（契約金額の100分の10）を納付する必要がある。

(4) 契約締結日：令和7年2月5日（水）（予定）

11 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しない。

(2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。

(3) 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に手続き必要な事務手続き等の範囲において、複製、記録及び保存する。また、摂津市情報公開条例（平成5年条例第5号）の規定に基づき公開する場合がある。

12 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

(1) 提案を行った参加者が、本要項4に定める「参加資格」を満たすことができなくなったとき。

(2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

(3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(4) プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合

(5) 実施要領等に違反すると認められた場合

(6) その他、著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

(1) 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期することがある。

(3) 複数の提案書の提出はできない。

（４）参加表明書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、令和7年1月20日（月）午後5時までに辞退届（様式5）を提出すること。

14 担当部署・書類提出先・問い合わせ先

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

摂津市 生活環境部 産業振興課 商工労政係（担当・福田）

電話番号:06-6383-1362

メール：sangyou@city.settsu.osaka.jp

※メールで提出する場合は、必ず電話により受信確認を行うこと。